

小規模事業者持続化補助金

熊本地震で被災(直接的・間接的)した小規模事業者が商工会と一体となって販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。

補助上限: **200万円** (熊本・大分)

(注)補助対象経費300万円の支出に対し、その2/3の200万円を補助します。
・補助対象経費180万円の支出の場合は120万円、また補助対象経費450万円の場合には、2/3は300万円となりますが、補助する金額は、補助上限の200万円となります。

補助事業対象者

熊本地震で被災した、製造業、その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社及び個人事業主)であり、常時使用する従業員の数が20名以下の事業者であること ※卸・小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業は除く)に属する事業を主たる事業として営む者については、5人

募集期間

受付開始:平成28年5月31日(火)

第1次受付締切:平成28年 **6月24日(金)** 当日消印有効

第2次受付締切: " **7月29日(金)** "

※申請にあたっては、経営計画書の作成、商工会の支援が必要です。締切の1週間前までに甲佐町商工会にお越しく下さい。

補助対象となり得る取り組み ※災害復旧のみは対象になりません

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ①販促用チラシの作成・配布 | ⑤商品パッケージの改良 |
| ②マスコミ媒体での広告・ウェブ広告 | ⑥ネット販売システムの構築 |
| ③商談会、見本市等への出展 | ⑦移動販売、出張販売等の車の調達 |
| ④店舗改装 | ⑧新商品の開発 |
| (小売店のレイアウト改良・飲食店の店舗改修含む) | ⑨景品、販促品の製造、調達など |

申請書類一式の提出先・問合せ先

熊本県商工会連合会 県内49商工会

〒861-0801 熊本市中央区安政町3番13号

電話 096-325-5161 www.kumashoko.or.jp